

聖籠町告示第44号

聖籠町地域包括支援センター運営協議会設置要綱等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年3月31日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町地域包括支援センター運営協議会設置要綱等の一部を改正する告示

(聖籠町地域包括支援センター運営協議会設置要綱の一部改正)

第1条 聖籠町地域包括支援センター運営協議会設置要綱(平成18年聖籠町告示第21号)の一部を次のように改正する。

第7条中「保健福祉課」を「長寿支援課」に改める。

(聖籠町地域ケア会議設置要綱の一部改正)

第2条 聖籠町地域ケア会議設置要綱(平成29年聖籠町告示第43号)の一部を次のように改正する。

第9条中「保健福祉課」を「長寿支援課」に改める。

(聖籠町老人ホーム入所判定委員会設置要綱の一部改正)

第3条 聖籠町老人ホーム入所判定委員会設置要綱(平成29年聖籠町告示第44号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「町保健福祉課長」を「町長寿支援課長」に改める。

第10条中「保健福祉課」を「長寿支援課」に改める。

第4条 聖籠町生活支援体制整備事業実施要綱(平成30年聖籠町告示第24号)の一部を次のように改正する。

第9条中「保健福祉課」を「長寿支援課」に改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。